

令和2年6月19日

【ながと泊まっ得キャンペーン事業】 宿泊施設内での商品券の利用について

(一社)長門市観光コンベンション協会
長門市観光政策課

宿泊施設が商品券利用店舗として登録する場合の取扱いについては、下記のとおりとします。

1 登録条件

宿泊施設が登録できる館内の店舗やサービスの内容は、(1)及び(2)の条件を満たすものであること。

- (1) 店舗及びサービスの提供場所が宿泊施設敷地内であること。
- (2) 当該宿泊施設の宿泊者以外の方も利用できる店舗やサービスであること。(商品券を持っている方であれば、誰でも利用可能な店舗やサービスであること)

ただし、上記(1)及び(2)を満たす店舗やサービスであっても、商品代金やサービス料金(ルームサービス、追加の飲み物や料理、マッサージやエステ)を宿泊料と一緒に請求する場合は商品券利用の対象となりませんので、ご注意ください。

2 登録申請

商品券利用店舗として登録申請する場合は、「ながと泊まっ得キャンペーン事業【宿泊施設】登録申請書」内の「館内における商品券利用店舗の有無」欄に店舗名等を記入の上、提出してください。「商品券利用店舗一覧」に「宿泊施設名」を記載します。

※「商品券利用店舗一覧」に店舗名を記載したい場合

- ・「商品券利用店舗登録申請書」にて別途申請してください。
- ・登録申請は10月31日まで随時受け付けています。

以上